

総行行第163号
令和3年5月26日

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊 殿

総務省自治行政局行政課長
(公 印 省 略)

出勤者数の削減（テレワーク等の徹底）について

標記の件について、5月14日、緊急事態宣言措置を実施すべき区域（以下「緊急事態措置区域」という。）について、5月16日から5月31日までを期間として、北海道、岡山県及び広島県が追加されるとともに、まん延防止等重点措置を実施すべき区域（以下「重点措置区域」という。）について、5月16日以降、北海道を除外し、重点措置区域に5月16日から6月13日までを期間として群馬県、石川県及び熊本県が追加されるなど、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和2年3月28日新型コロナウイルス感染症対策本部決定（令和3年5月14日変更）。以下「基本的対処方針」という。）が変更され、出勤者数の削減に関するまん延防止対策が別添（参考）のとおり規定されました。

大型連休を終えて、人々が通常的生活パターンに戻る中、引き続き、人と人との接触を減らすための徹底した対策を講じていくことが必要となります。そして、平日日中の人流の抑制を考えると、テレワーク等により出勤回避の取組を図ることが重要となります。

つきましては、下記の取組について、貴会におかれましても適切に御対応いただくとともに、法人を含めた会員や各都道府県行政書士会への周知をお願いいたします。

記

1. 緊急事態措置区域において、「基本的対処方針」にて「職場への出勤について、人の流れを抑制する観点から、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の7割削減を目指す」とされていることについての周知・呼びかけ。

2. また、重点措置区域において、「基本的対処方針」にて「職場への出勤等について、「出勤者数の7割削減」を目指すことも含め接触機会の低減に向け、在宅勤務（テレワーク）や、出勤が必要となる職場でもローテーション勤務等を更に徹底する」とともに、「特に、緊急事態措置の実施期間においては、緊急事態措置区域等への出勤について、在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進等により、出勤者数の減に努める」とされていることについての周知・呼びかけ。

3. 緊急事態措置区域及び重点措置区域以外の区域について、在宅勤務（テレワーク）、時差出勤、自転車通勤等、人との接触を低減する取組に関する改めての周知・呼びかけ。